5.2.　5.1.1で引用する協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.2.(a),(e)又は(f)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5.3及び5.4の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。

5.3.～5.5.　（略）

別添131　圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。

2.1.～2.25.　（略）

2.26.　「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、かつ、ガス容器、容器保護等装置（当該装置を有する場合に限る。）、補助の安全弁の導管（備える場合に限る。）及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべてのガス容器附属品で構成されるものをいう。

3.～6.　（略）

別紙１～別紙11　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（原動機及び動力伝達装置）	（原動機及び動力伝達装置）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2～15　（略）	2～15　（略）
16　次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号の規定は適用しない。	16　次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号の規定は適用しない。
一　令和六年九月三十日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和八年八月三十一日）以前に製作された自動車	一　令和六年九月三十日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和八年九月一日）から令和九年八月三十一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和十二年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの	二　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年十月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和九年八月三十一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和十年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和十二年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ　令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車	イ　令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車